**高知県コールセンター等立地促進事業費補助金交付要綱の一部改正について**

１　補助目的

　コールセンター等の業務を行う企業の立地促進を図り、本県産業の発展及び強化並びに安定的な雇用の確保に資する。

２　補助要件

　県内に拠点を設けてコールセンター等の事業を実施し、操業開始後１年以内に20人（バックオフィスは10人）以上の県内新規雇用を伴うもの。

３　改正概要

　別記第９、10号様式の関係書類（補助事業実績調書）の「雇用賃金」を事業計画書及び設備等内訳表から除き、雇用賃金内訳表を加える。

４　適用日

　令和５年６月19日